

# 応神天皇の出生

——『古事記』構造の研究——

菅野雅雄

—

『古事記』、『日本書紀』に記載された応神天皇に関しては、故吉井巖氏の著書『天皇の系譜と神話』<sup>〔1〕</sup>に、「応神天皇の周辺」と題する卓越した一篇の論考が収められている。この論考で氏は、

記紀の系譜的記述は、皇室の系譜的展開を語ることを根幹とし、なかでも、各天皇の皇位継承の次第を説明し、記紀成立時の支配の正当性を系譜的眞実によつて根拠づけることを最大の目的としてゐることは言うまでもあるまい。かかる性質を帯びた記述の系譜的記述であつてみれば、各天皇がいかなる出生的由来をもつかを語ることに遺漏のあつてはならない筈である。（一五四ページ）

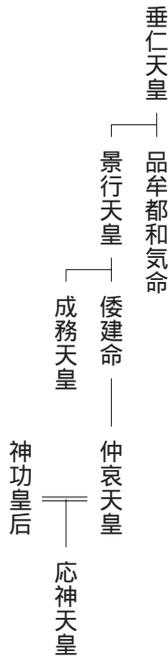
と大前提を立てた後、

心神の出生記述が、紀の系譜記述になく、記のそれにあるのも、記紀における、この天皇出生の記述に対する微妙な差によるものであることが考へられる。そして、あらためて記の皇妃皇子女の系譜記述中に心神の出生が記述されていない様態の意義を求めるならば、やはり私は、仲哀紀の系譜的記述と心神との間に疎遠な関係がもと存在してゐたことを推定せざるを得ないのである。(一五七ページ)

と見通しを立てて、記紀の系譜的記事を縦横に論じている。

本稿は、この吉井論文の間隙を縫いながら、視点を變えて、品陀和氣命(応神天皇)と垂仁天皇皇子品牟都和氣命との間には密接な関係があるということを想定し、その解析を通して『古事記』中巻の構造に迫ろうとするものである。

念の為に『古事記』に記載された関係を系図化して(天皇名は諡名で)示すと、



となる。

—

本稿はまず「仲哀記」の帝紀的系譜の検討から始める。

帶中日子天皇、坐穴門之豊浦宮、及筑紫訶志比宮、治天下也。此天皇、娶大江王之女、大中津比売命、生御子、香坂王、忍熊王「二柱」。又娶息長常比売命「是大后」、生御子、品夜和氣命、次大輶和氣命、亦名品陀和氣命「二柱」。此太子之御名、所以負大輶和氣命者、初所生時、如輶穴生御腕、故、著其御名、是以知坐腹中国也。此之御世、定淡道之屯家也。(文中の「一」は、原文で二行割注であることを示す)

ここに記載されたホムダワケは「大輶和氣命」の「亦名」とされている。そして、母・神功皇后の武の象徴としての「輶」にかかる命名起源は、見たように「この太子の御名、大輶和氣命と負はせる所以は、初めて生れまし時、輶の如き穴、御腕に生りき。故、その御名に着けき」と大輶和氣命にかけて記述しながら、続けて「記は、「亦名品陀和氣命」を主語として「ここをもちて腹に坐して国に中りたまひしを知りぬ」と叙している。系譜では、大輶和氣命と品陀和氣命とが「亦名」で結ばれているから、これで何の問題も無いようであるが、「亦名」は既に論証したように、異なる二人物の名(概ね系譜の中の人名と物語の主人公の名)を結合して一人物の名とし、系譜と、本来は無関係な物語(旧辞)とを合体させるための用語であり、後続する物語は概ね「亦名」の用いられるのが原則である。ただ、この「仲哀記」ではここに非常に気を用いており、系譜条に続く「神功皇后の新羅征伐」物語では、神の言葉「凡そこの国は、汝命の御腹に坐す御子の知らさむ国なり」と、質問する建内宿禰の「恐し、我が大神、その神の御腹に坐す御子は、何れの御子ぞや」とでは、未だ誕生していないのであるから、「御子」とのみであるのが当然であるが、続く「忍熊王の叛逆」物語でも「喪船を一つ具へて、御子とその喪船に載せて、まづ「御子は既に崩りましぬ」と言ひ漏さしめたまひき」も書き出しは「御子」で名前は未だ無い。途中から「この時忍熊王、難波の吉師部の祖、伊佐比宿禰を將軍とし、太子の御方は、丸邇臣の祖、難波根子建振熊命を將軍としき」と「太子」と書かれている。「太子」の称は、前出系譜条で「大輶和氣命、亦名

は品陀和氣命。この太子の御名、大輶和氣命と負はせる所以は、・・・の命名起源の物語に、明らかに大輶和氣命を指して用いられているが、この後は、後述する氣比の大神との名替えの物語でも「建内宿禰命、その太子を率て、襖せむとして、淡海また若狭国を経歴し時」と固有の名を出さずに大輶和氣命を暗示しながら、「亦名品陀和氣命」をも想起させ、さらに続く「応神記」の冒頭の「品陀和氣命」に繋げて、巧妙に「大輶和氣命」から「品陀和氣命」への転換を図っている。

つまり、「輶」の命名の由縁を語ることによって大輶和氣命と息長帯比売命との母子関係を説明して、物語中の「御子」が「大輶和氣命」であると読者に理解させ、そのまま「太子（ヒツギノミコ）」と書き替えて、天皇の名を「品陀和氣命」とする「応神記」に重ねてゆく。ここに「記」の主張・手法が明瞭に認められるのであるが、これによって「亦名」で「大輶和氣命」に結合された「品陀和氣命」と息長帯比売命との母子関係が、本来は無かったのではないか、との疑いが生じるのである。

### 三

前項では「息長帯比売命」と「品陀和氣命（後の応神天皇）」との間には、本来、母子関係は存在しなかったのではなからうか、と推測したのであるが、この「品陀和氣命」なる御名には不可解な伝承が纏わり付いている。前節に見た「仲哀記」にもその片鱗が窺えるが、それを『日本書紀』は更に明確に表している。既に、前掲した吉井氏論に適切な分析があるが、「仲哀記」<sup>3</sup>二年条の立后記事は、

二年の春正月の甲寅の朔甲子に、氣長足姫尊を立てて皇后とす。是より先に、叔父彦人大兄が女大中姫を娶

りて妃としたまふ。麿坂皇子・忍熊皇子を生む。次に来熊田造が祖大酒主が女弟媛を娶りて、誉屋別皇子を生む。

であり、微妙な点で『記』とは異なっている。すなわち、漢字表記は兎も角としてホムヤワケノミコは『記』では大后・息長帯比売命の所生であり、『書紀』にその母と記載される「来熊田造が祖大酒主が女弟媛」は、『記』には見えない。そして気長足姫尊を「皇后」に立てたことを記しながら、その条では誉田天皇（記の品陀和気命）を生んだ事には触れず、後段の神功皇后摂政前紀に至り、「十二月の戊戌の朔辛亥に、誉田天皇を筑紫に生れたまふ。故、時人、其の産処を号けて宇瀨と曰ふ。」と記し、摂政三年条に「三年の春正月の丙戌の朔戊子に、誉田別皇子を立てて、皇太子としたまふ。」と展開する。

この立后記事に所生の皇子の名を記さないのは、『書紀』の書法に照らして極めて異例で、他の天皇紀、例えば当該の天皇の「心神紀」を見ると、

元年の春正月の丁亥の朔に、皇太子即位す。是年、太歳庚寅。

二年の春三月の庚戌の朔壬子に、仲姫を立てて皇后とす。后、荒田皇女・大鷦鷯天皇・根鳥皇子を生れませり。是より先、天皇、皇后の姉高城入姫を以て妃として、額田大中彦皇子・大山守皇子・去来真稚皇子・大原皇女・潑来田皇女を生しませり。……

であり、次代の「仁徳紀」も

二年の春三月の辛未の朔戊寅に、磐之媛命を立てて皇后とす。皇后、大兄去来穂別天皇・住吉仲皇子・瑞齒別天皇・雄朝津間稚子宿禰天皇を生れませり。又、妃日向髪長媛、大草香皇子・幡梭皇女を生めり。……

の如くである。

このように『書紀』では、皇后氣長足姫尊が「生れませり」と書くべきところに皇子の名を記さず、『記』では息長帯比売命の子・大鞆和氣命に「亦名」で結合させているが、肝腎なその大鞆和氣命が『書紀』には記載が無いなどの事から推し量るに、ホムタワケノミコトは、旧来の天皇家の系譜に記載された「紀」氣長足姫尊「記」息長帯比売命」と母子の関係にはなかったのではあるまいか、という疑念がますます強くなるのである。

#### 四

「記・紀」には、ホムタワケの命の御名に関しては理解し難い物語が幾つか伝えられている。その一つは、第二項に述べたように、『古事記』中巻の仲哀天皇条に、息長帯比売命所生の「大鞆和氣命」に「鞆の如き穴」と説明を加え、肝腎な応神天皇の御名「品陀和氣命」を「亦名」として記載しているが、これを『書紀』と照合すると、『心神紀』冒頭に

誉田天皇……既に産れませるときに、穴、腕の上に生ひたり。其の形、鞆（ほむた）の如し。是、皇太后の雄しき装したまひて鞆（ほむた）を負きたまへるに肖えたまへり。故、其の名を称へて、誉田天皇と謂す。「以下注」上古の時の俗、鞆を号ひて褒武多と謂ふ。以下の「一」に云はく……は後掲「

という記事が見られる。この注は、「鞆」を古語でホムタと言ったのであるとして、『古事記』の「大鞆和氣命」に纏わる伝を、『書紀』は誉田天皇（記「品陀和氣命」）にかけているのであり、だから『書紀』は「大鞆和氣命」を伝える必要がなかったのである。こうなると、一体『記』『紀』どちらの伝が元なのか、という疑問が湧いてくる。『書紀』には諸処に古語が引かれており、「鞆」の古語「ホムタ」を知っていた『書紀』としては「大鞆和

「氣」を出す必要がなかったものであり、それを知らなかった『古事記』編述者は、二つの名を案出して「亦名」で重ねたのであろうか。

今一つは、前掲『書紀』引用文の「上古の時の俗・・・」に続く注文で、

一に云はく、初め天皇、太子と為りて、越国に行して、角鹿の筥飯大神を拝祭みたまつりたまふ。時に大神と太子と、名を相易へたまふ。故、大神を弓けて、去来紗別神と曰す。太子をば誉田別尊と名くといふ。

然らば大神の本の名を誉田別神、太子の元の名をば去来紗別尊と謂すべし。然れども見ゆる所無くして、未だ詳ならず。

という。『書紀』の編述者は丁寧で、大神・太子の前名を考えあぐねて「未詳」と加筆しているが、この点、『古事記』はもっと分かりにくい。「心神記」に記載された「氣比の大神と名を易える物語」である。

故、建内宿禰命、その太子（大輶和氣命、亦名品陀和氣命）を率て、楔せむとして、淡海また若狭国を経歴し時、高志の前の角鹿に仮宮を造りて坐さしめき。ここに其地に坐す伊奢沙和氣大神の命、夜の夢に見えて云りたまひしく、「吾が名を御子の名に易へまく欲し」とのりたまひき。ここに言矯きて白ししく、「恐し、命の隨に易へ奉らむ」とまをせば、またその神詔りたまひしく、「明日の旦、浜に幸でますべし。名を易へし幣献らむ」とのりたまひき。故、その旦浜に幸行でましし時、鼻毀りし入鹿魚、既に一浦に依れり。ここに御子、神に白さしめて云りたまひしく、「我に御食の魚給へり」とのりたまひき。故、またその御名を称へて、御食津大神と謂ふ。

である。この『古事記』の物語では、「太子」が「大輶和氣」「品陀和氣」どちらを指すのか明確ではない。系譜では「大輶和氣」が元名で、「この太子の御名、大輶和氣命と負はせる所以は、・・・」と続け、「亦名」で「品陀

和氣命」を重ねている。だとすると大神の元の名はどちらだったのであろう。また「其地に坐す伊奢沙和氣大神の命」と記された神の名は元の名か、名替えの後の名か。太子の贈った名にしては、太子の元の名として何処にも記載されていない。また、「御食津大神」は単なる称え名か、それとも「太子」との替え名か。『書紀』の注の文が「未詳」と記すように、名替えの仕組みは「記・紀」共に明瞭ではない。かつては坂下圭八氏から「菜替えの洒落」と解く説<sup>4</sup>まで出されたが、ことほど左様に「品陀和氣命」の名は、「仲哀記」に定着しないのである。

## 五

「垂仁記」の帝紀的系譜条の伊久米伊理毘古伊佐知命（以下、垂仁天皇と記す）所生の皇子・皇女の中に、「品牟都和氣命」の名が見える。

「A」この天皇、沙本毘古命の妹、佐波遲比売命を娶して、生みませる御子、品牟都和氣命「一柱」

この「品牟都和氣命」は不安定な皇子である。

母・佐波遲比売命は垂仁妃で、出生は「開化記」に

「B」若倭根子曰子大毘毘命（開化天皇）、……。次に曰子坐王、……。また春日の建国勝戸売の女、名は本の大間見戸売を娶して、生める子、沙本毘古王。次に袁沙本王。次に沙本毘売命、亦の名は佐波遲比売  
 「この沙本毘売命は、伊久米天皇（垂仁天皇）の后となりき」。

と明記されて、「B」系譜の中では沙本毘売命の亦名であるから、次々代の系譜である「A」に「亦名・佐波遲比売」が用いられて当然ではあるが、「沙本毘売命」の名で「伊久米天皇の后となりき」の注の付されているの

も異例である。皇女が后妃になったことを注した例もないのである。しかも「A」も「開化記」の系譜であつてみれば、妃に「亦名」を用いることに疑問無しとしない。そして後の「垂仁記」の物語になると、系譜は元の名、旧辞的説話は亦名の原則を外れて、元の名の「沙本毘売」で物語は展開している。

また、れつきとした開化天皇の皇女でありながら、引用した「垂仁記」には「沙本毘古の妹」と記されているのであるが、他の天皇記を検すると、例えば下巻には、

(仁賢) 天皇、大長谷若建(雄略) 天皇の御子、春日大郎女を娶して、生みませる御子、・・・手白髪郎女。小長谷若雀命(武烈天皇)。

(継体) 天皇、・・・また意祁(仁賢) 天皇の御子、手白髪命を娶して、生みませる御子、天国押波流岐広庭命(欽明天皇)。

(宣化) 天皇、意祁(仁賢) 天皇の御子、橘の中比売命を娶して、生みませる御子、石比売命、・・・

(欽明) 天皇、檜垣(宣化) 天皇の御子、石比売命を娶して、生みませる御子、八田王。次に、沼名倉太玉敷命(敏達天皇)。

などが見え、このような場合は、天皇を立てて「その御子」と書くのが通例なのである。

『古事記』の物語では、「開化天皇の御子」とは書かれていない沙本毘売が、垂仁天皇の御子を身籠りながら、兄・沙本毘古の命により天皇を殺そうとして果たせず、兄の叛乱に与して稲城にこもる。天皇の軍に攻められて稲城ごと焼かれる。これが「開化天皇の御子」と書かれなかつた理由であろうか。その時、生まれた御子を稲城の外に出し天皇に託す。引き続き物語は、

また天皇、その後に命詔りしたまひしく、「凡そ子の名は必ず母の名づくるを、何とかこの子の御名をば称

さむ」とのりたまひき。ここに答へて白ししく、「今、火の稻城を焼く時に当たりて、火中に生まれましつ。故、その御名は本牟智和気の御子と称すべし」と白しき。

と、ホムチワケノミコトの誕生を語る。これは恐らく本来は、垂仁天皇の後・佐波遅比売命が御子を産むという「火中出生譚」であつたらう。それを、母后佐波遅比売命を元の名沙本毘売命に重ねることによって、ホムチワケノミコトを反逆者の御子に位置づけたのである。何のために。これが問題である。

誕生した御子（ホムチワケノミコト）は生まれながらにして物が言えなかつた。「記」本文は「真事とはず」と記す。父・天皇は心を痛めて、夢に神の覚し「我が宮を天皇の御舎の如修理りたまはば、御子必ず真事とはむ」を得る。神は出雲の大神であつた。天皇は御子に曙立王・菟上王の二王を副えて、出雲に大神を拝みに遣わした。その結果、「大神を拝みたまひしによりて、大御子物語りたまひき。故、参上り来つ」という事になる。およそ五百五十字を費やした非常に長い物語であり、結果は上々、最後に御子は「大御子」と表記されてもいる。これだけの条件があれば、ホムチワケノミコトは、父・垂仁天皇の崩御後に皇位を継承したという記事を想定するのであるが、にも拘らずこのホムチワケノミコトは、後段の物語には一切関わりが無く、「記」中には二度と登場しないのである。ここから推定するに、本来は皇位に即いた筈のホムチワケノミコトを、「皇位を継承しなかつた」事とするために、沙本毘古・沙本毘売兄妹の反逆物語を利用（あるいは創作）して、反逆者後の御子だからと、その理由を提示したものでなかつたか。

このホムチワケノミコトの名の表記の用字の相違は注目に値する。「垂仁記」系譜系では「品牟都和氣命」と記されているが、続く「沙本毘古王の反逆」物語では「本牟智和氣」と記されて微妙な相違を見せている。「品」はともに「ホ」と読むことに問題は無いが、三番目の文字が不安定で、「都」と「智」との書き別けがあり、これは読みも「ツ」と「チ」との区別があることになろう。

第二十五代武烈天皇に太子が無く、天皇の崩御後、「故、品太（応神）天皇の五世の孫、袁本杼命を近つ淡海国より上りまさしめて、・・・天の下を授け奉りき」となる。続く「継体記」も冒頭に、「品太王の五世の孫、袁本杼命」と記して相違はない。そこで「応神記」を検するに、この事を語る記載はない。「応神記」冒頭の系譜系に、

品陀和氣命、・・・また昨侯長日子王の女、息長真若中比売を娶して、生みませる御子、若沼毛「一俣王」「一柱」の記事がみられ、この系譜は「応神記」でも

二年の春三月の庚戌の朔壬子に、仲姫を立てて皇后とす。・・・天皇・・・次妃、河派仲彦の女弟媛、稚野毛「二派皇子を生めり。

と、用字を異にしながら同様な伝を記している。

しかしこの後、『記』は独自に、「応神記」末、つまり中巻末にその若沼毛「一俣王」の系譜を天皇の系譜から独立させて記載している。

またこの品陀天皇の御子、若野毛二俣王、その母の弟、百師木伊呂弁、亦の名は弟曰売真若比売命を娶して、生める子、大郎子、亦の名は意富富杼王。(以下略)

この系譜に見られる「意富富杼王」オホホドの王」に「袁本杼命」ヲホドの命」との繋がりを感じ取るのであり、卜部兼方もそこにヒントを得たものであるつか、その著「釈日本紀」巻第十三の述義九には、「上宮記に曰くとして、

一に云ふ。凡牟都和希王、涇俣那加都比古の女子、名は弟比売麻和加に娶ひて生める児若野毛二俣王(「原漢文、以下略」)

の一文を引用している。<sup>(5)</sup>この「上宮記」逸文の「凡牟都和希王」が「王」と称されていてはも応神天皇 紀「品陀天皇 記」品陀和気命 であることに相違はない。この点に関してかつて黨弘道氏は「イ」(注、凡牟都和希王)は「ホムツワケ」と訓めるから、垂仁天皇の皇子誉津別皇子のことと思われようが、文章全体から考えてここは応神天皇のこととしなければならない。」と、全面的に「書紀」に依拠して断定し、さらに「ホムツワケ」と訓んで垂仁皇子に当てる考えを否定した。そして、

都をツと訓まずにタと訓むのは推古朝乃至それ以前のことといわれるし、ワケの希の用字も気より古いことが知られている。総じて凡牟都和希の表記は推古朝乃至それ以前の古い用字法を示すものと考えられる。記紀のそれより古いことは言つまでもない。

と説いた。<sup>(6)</sup>後、さらに考えを改めて一文を草し、<sup>(7)</sup>

凡牟都和希について前回はこれを「ホムタワケ」と訓み「ホムチワケ」とすべきではない、また都をタと訓むのは推古朝乃至それ以前のことといわれる(大野晋氏の御教示によつた)としたが、小島憲之氏から

「ホムタワケ」が正しいとしても「都」をタとよむことにはやはり疑問があります。原文の誤記とみたらどうでせうか」との御批判をいただいた。都をタと訓めるかどうかの問題については私にこれを判断する能力も資格もないので、今はこれを一応保留にしておきたい。(下略)

と見解を保留した。しかしこれは不審である。問題は「上宮記」逸文に見られる「凡牟都和希王」の第三字目「都」は何と読むのか、ということである。これを普通は応神天皇として「ホムタワケ」と読もうとするから困惑するのである。もし「都」を「タ」と訓むとしたら、引用文の「凡牟都和氣王」の下、王の後の父に当たる「湍俣那加都比古」の「都」をどう訓むつもりなのか。まさか「クヒマタナカタヒ」とは読めまい。どう読んでも「ナカツヒ」とである。とすると、この応神天皇に当たるとされる「凡牟都和氣王」も必然的に「ホムツワケノミ」と読むことになるのである。

さらに黨氏の言は続く。

また、これを文字通り「ホムツワケ」と訓んで垂仁天皇御子誉津別のことと解する説もあるやに聞いている。もしそうなら、継体天皇は父系も母系も垂仁天皇から出ていることになるが、その場合、父系を記すには誉津別皇子よりはじめ、母系を記すには垂仁天皇よりはじめていることになり、やや不自然な感を免れない。継体天皇の父系は何天皇にはじまるかが今問題になっている系譜記載の大眼目であるべき筈であろう。それと母系のみ垂仁天皇の裔であることを明記するというのはいわれのないことではなからうか。「ホムツワケ」と訓む説にもやはり難点のあることは明らかである。しかし「凡牟都和希王」を応神のことと解する説にも難点がないわけではない。先に触れた訓みの問題は姑く措くとしても「凡牟都和希王」には王とあって、大王とないのが気になる。いっぽうでは「伊久牟尼利比古大王」と明記しているからである。したがって、

「凡牟都和希王」を応神天皇と解する立場からは、「大」の字が転写の際に脱落したものとするか、ないし、両者は全く別系統の史料にもとづくとも解する他はあるまい。他にも用字の一定しない箇所は多くあり、  
 ともともこの系譜記事が、各種史料から合成したものと推測されることも注意しておきたい。<sup>9)</sup>

長い引用になったが問題とする事は無い。この「上宮記」逸文は、品牟都和氣王と応神天皇ホムダワケとが同一人物であることを語っているものであり、そしてそれは、垂仁天皇皇子品牟都和氣命であることを示唆しているのである。この『新日本紀』では、卜部兼方が『日本書紀』継体天皇の「応神天皇五世孫」を注釈するために引用したものであり、当然「凡牟都和希王」は「記・紀」に合わせて応神天皇としていたのである。しかし、訓みを根拠に考えれば、本稿ですでに論述したように、『記』の「品牟都和氣命」の位置付けが不明確であり、系譜と物語とを付け合わせて検討すると、垂仁天皇御子品牟都和氣命が皇位に即いて「凡牟都和希王（＝応神天皇）」になったと考える道筋が立つのである。さすれば、継体天皇の父系も母系も天皇となり、篤氏のいう「不自然な感」は解消されよう。「記・紀」と相違するそのような系譜が何時頃存在したかと問われれば、「夕の訓詁が推古朝の特色を呈している」とする篤氏説に則り、『日本書紀』推古天皇二十八年是歳条記載の皇太子（聖徳太子）と嶋大臣とが共に議して録したという「天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部併て公民等の本記」の「天皇記」が候補に挙げられよう。それが「記・紀」のように改められるのはおよそ天武朝、あるいは天武十年の川嶋皇子らによる「帝紀及び上古諸事記定」の折でもあつたらうか。

垂仁天皇御子品牟都和氣命は、皇位に就くに相応しく神の加護を得て啞が治るといふ奇跡の長大な成長物語を有しながら、皇位に即位したとは語られていない。御子の啞が治って以後の結末が『記』には書かれずじまいになっていることは、母后が謀叛に与したことによって、まさしく廃嫡されたことを暗示しているのである。元は、天位に即位したという語りであったであろう。

その品牟都和氣命と品陀和氣命（心神天皇）とを分けたのは、垂仁天皇と心神天皇との間に景行・成務・仲哀の三天皇を組み入れたためであった。

中国の正史の一、『隋書』を細解く。その巻八十一の東夷倭國の条は

開皇二十年、倭王あり、姓は阿每、字は多利思比孤、阿輩雜弥と号す。使を遣わして闕に詣る。上、所司をしてその風俗を訪わしむ。使者言う、「倭王は天を以て兄となし、日を以て弟となす。天未だ明けざる時、出でて政を聴き跣踏して坐し、日出ずれば便ち理務を停め、我が弟に委ねんと」と。高祖いわく、「これ大いに義理なし」と。ここにおいて訓えてこれを改めしむ。<sup>10)</sup>

である。「開皇」は隋の高祖文帝の治世の年号、西暦六〇〇年、日本では推古天皇八年である。倭王の名はアメタラシヒコ、これに注して石原氏は、「タリシヒコ（足彦、帯彦）か」と述べた上で旧説を、

第一、これは男性のよびかたで、女帝の推古天皇（豊御食炊屋姫トヨミケカシキヤヒメ）の言をつつしたと思われぬから、つぎの舒明天皇（息長足日広額オキナガタラシヒヒコヌカ）と混同した。第二、この時の使

者を小野妹子とし、その出自は孝昭天皇の皇子天帯彦国押人命（アメノタリシヒコクニオシヒトノミコト）であるから、これと混同した。

と紹介したが、第一の説は考えるまでもない。推古天皇の御世に、次に誰が皇位に即くかなど全く判っていないから。第二の説は一考の余地があるが、今は不問にしておく。石原氏は続けて

私見では天皇の諱に足彦というのが多いから、阿每多利思比孤は天足彦で一般天皇の称号であろう。

という。確かな見解である。ただ「足彦というのが多い」というのは如何か。『記』三十三代の天皇の内タラシは四天皇である。「一般天皇の称号」というのも一考を要する。近時「天皇」の称は天武朝に始まり、それ以前は大王と称したという。その大王つまり倭王の通称が「アメタラシヒコ」ではなかったのか。歴代が「タラシヒコ」と称したのである。

その名残を景行・成務・仲哀の三天皇に見る。他にもう一代、前記した 第二の旧説 に関わるが、第六代孝安天皇も大倭帯日子国押人命とタラシヒコの諱をもつ。しかし、この天皇は欠史八代の中の天皇で、その御名の由来は定かではない。景行以下の三天皇は、景行天皇、大帯日子淤斯呂和気天皇、成務天皇、若帯日子天皇、仲哀天皇、帯中日子天皇と、大・若・中の対応も保持しているのである。「帯」字の特異さについては『記』序第三段にも、

また姓におきて日下を玖沙訶と謂ひ、名におきて帯の字を多羅斯と謂ふ。かくの如き類は、本の随にあらためず。

と「帯」字をタラシと訓むことが、当時既に慣用になっていたことを示す一文があり、「倭国の大王の御名はタラシヒコ」と言い習わされてきたことも推測されるのである。

さらに、この三天皇は『古事記』の記載様式の上で、他にも特異な点を有している。各「天皇記」の冒頭は、帝紀の形式<sup>1)</sup>として天皇の御名を記すが、その御名は普通「……命」である。それが中巻では当該三天皇が「……天皇」と記されている。他に下巻の欽明・崇峻の両天皇が「……天皇」と記されているが、「帯」の称をもち「天皇」と記される両様の特異性をもつのは景行・成務・仲哀の三天皇だけである。

アメタラシヒコが倭国大王の抽象的御名であったことを裏書きするように、帯三代の天皇は、始祖大王の伝承を有している。おそらく古くはアメタラシヒコ一代であつたろうが、やがて為事の分担を図つて「大」と「若」とに分割される。そして「大タラシヒコ」は、皇子に征西・東伐を命じて版図の拡大を成し遂げて、八十人の御子の内三子を手許に残し「それより余の七十七王は、悉に国々の国造、また和氣、また稻置、県主に別け」て支配体制を作り上げ、後継「ワカタラシヒコ」は「大国小国の国造を定め、また国々の堺、また大県小県の県主を定め」て支配体制を確立した。さらに神話的大王像は海外征覇をも視野に入れて「中タラシヒコ」を分立させた。「大・中・若」とならず「大・若・中」と並んだのは、この構想に拠る結果であつたろう。

## 八

こうして作られた「タラシナカツヒコ」第十四代仲哀天皇は、西方に「目の炎輝く種々の珍しき宝、多にその国にあり」と神から教えを受けながら、神託を疑い、あえなく崩御となる。あとを託された皇后オキナガタラシヒメノミコトは神の子を身籠りながら、神の加護を得て新羅・百濟を征討し、九州に帰還して出産する。この御子がホムタワケで、本稿第二項に述べたように、「記」では、オキナガタラシヒメの武威が「輶の如き六」と

なり「御腕に生り」、太子を大輓和氣命と命名する機縁となった。品陀和氣命は、その大輓和氣命の「亦名」として記載されるといふ不自然な姿を留める。これに対して『書紀』『応神紀』では、「大輓和氣命」の名を出さず、初めからホムタ天皇の名で通し「上古の時の俗、輓を号ひてホムタと謂ふ」と付注して、整形の跡が著しい。

応神天皇の位置付けの諸問題はここに源を發する。

この御子を、鎮懷石説話を語つてすんなりと仲哀天皇の御子には位置づけず、オキナガタラシヒメの御子から「亦名」を用いて一步を隔てたように記したのは、本来親子關係がないホムタワケを、景行・成務・仲哀の三天皇を、無理に垂仁天皇とその御子応神天皇との間に割り込ませた工作の必要上、垂仁皇子ホムツワケを、仲哀・神功の御子ホムタワケとしなければならぬ要請に応えた結果の表現だからである。

本稿の主題から外れることであるが、景行・成務・仲哀の三天皇を、何のために天皇の世系に組み込んだのかという疑問に対しては、万世一系の皇統を、より長くより豊かにして、天皇家の尊嚴性を高め、權威づけることを図つたものであつたらう、と答えておきたい。

〔完〕

【註】

(1) 吉井巖著『天皇の系譜と神話』に初出、因みに本書は旧漢字・旧仮名遣いである。引用するに当たっては常用漢字に改めた。昭和四十二年十一月刊。

(2) 拙稿「亦名を通して見た古事記神話構造の外観的考察」、『名城大学人文紀要』八、昭和四十四年七月刊、および「古事記系譜に於ける一問題 中・下巻に見られる「亦名」の意味」、『國學院雜誌』六六 一一、昭和四十年三月刊。纏めて拙著『古事記説話の研究』、昭和四十五年十一月刊。後に『菅野雅雄著作集』第一巻「古事記論叢 系譜」に収める。平成

十六年一月刊。

- (3) 『日本書紀』の引用文ならびに訓読文は、日本古典文学大系『日本書紀上』昭和四十三年六月刊。
- (4) 坂下圭八「品陀太子・氣比大神易名説話」、東京経済大学人文自然科学論集 61、昭和五十七年九月。
- (5) 書き下しは、黨弘道「継体天皇の系譜についての再考」、律令国家成立史の研究 所収論文、昭和五十七年十一月刊。  
この「上宮記」に関しては真贋にまだまだ定説を見ないが、同氏は、用字は推古朝遺文以上の古体をとどめるとして偽諸説を否定している。本稿は、一先ず黨説を容認しておく。
- (6) 黨弘道「継体天皇の系譜について」、『新日本紀』所引上宮記逸文の研究 1、学習院史学 第五号、昭和四十三年十二月、学習院大学史学会刊。のち前注(5)の同氏著書に同題で収録。その第三編第二論文。
- (7) 引用は注(5)論文、同書四八二ページ。
- (8) 黨は「保留」を宣言した後に、小島憲之の「原文の誤記とみたらどうでせうか」の言に対して「ただ誤記と考える場合にはもとはどのような文字であったかを想定してみる必要がある。夕を表わす文字としては「侈・多・太・大・他・陔・施・哆・駄・党・丹・田・手・当・立」などが知られているが、(次代別国語大辞典上代編、日本古典文学大系『万葉集』を参照)、この中に都と誤られやすい字があるであろうか。小島氏をはじめ諸賢の御教えを乞いたいとおもつ」と、飽くまでも「都」を「夕」と訓むことに拘泥しているが、ここでは必要ないことである。
- (9) 引用は注(5)論文。同書四八三ページ。
- (10) 引用は、石原道博編訳・岩波文庫『中国正史日本伝(1)』、『新訂魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隨書倭国伝』、昭和六十年五月刊。
- (11) 倉野憲司『日本文学史』第三卷「大和時代」下、昭和十八年二月刊。ならびに武田祐吉『古事記研究』一帝紀攷、昭和十九年一月刊。それぞれ参照されたい。